

公益社団法人滋賀県理学療法士会選挙規定

- (1) 定款第23条に基づく役員を選任は選挙により役員候補者を選ぶものとし、この規定によって行う。
- (2) 選挙を行うため選挙管理委員会を置く。
- (3) 選挙管理委員会は、総会で正会員の中より3名を選出し構成する。
 - (イ) 選挙管理委員3名の互選により、選挙管理委員長を定めるものとする。
 - (ロ) 理事及び選挙候補者は選挙管理委員を兼ねることができない。
- (4) 選挙管理委員の任期は、2年とする。
- (5) 選挙管理委員会は、次の事業と管理を行う。
 - (イ) 選挙の告示
 - (ロ) 立候補の受付と告示
 - (ハ) 投票用紙の作成と交付
 - (ニ) 投票および開票の管理
 - (ホ) その他選挙に関する事項
- (6) 選挙管理委員会は、投票日60日以前に選挙すべき役員を公示し、立候補を受け付けなければならない。立候補締切日は投票日30日以前とする。
- (7) 正会員は、自由意思または推薦により理事及び監事に立候補することができる。推薦の場合は、2名以上の推薦を必要とし、本人の同意を得て推薦者の代表が文書をもって届け出るものとする。
- (8) 立候補者が定員に満たない時は、理事会において候補者を推薦する。
- (9) 選挙管理委員が立候補した時は、別の選挙管理委員を選出し、立候補者は委員を辞退する。
- (10) 選挙は無記名投票により行う。
 - (11) 投票用紙は、選挙管理委員会が定める用紙を用い、定数以上の記載があったものは無効とする。
 - (12) 有効投票は、投票総数の3分の2以上を必要とする。
 - (13) 単記投票の場合は、有効投票の過半数に達したものより選任順を決め、過半数に達しない場合は、上位2名で決選投票を行う。
 - (14) 連記投票の場合は、投票数上位より選任順を決める。
 - (15) 投票が同数の場合は、抽選で選任順を決める。
 - (16) 候補者が定数以内の場合は、無投票当選とする。
 - (18) 当選者が当選の日から任期開始後60日までの間に死亡、退会、もしくは正当の事由で辞任または辞退した時は、次点者を繰り上げて当選とする。
 - (19) 当選者が当選の日から任期開始後60日以降に死亡、退会、もしくは正当の事由

で辞任または辞退した時は、理事会にて補欠選挙の有無を決める。

(20) 役員選挙は、次の順序で行う。

1 理事（定数連記投票）

2 監事（定数連記投票）

(21) 候補者は、下記の要領で選挙活動を行うことができる。

(イ) 立候補者及び推薦者の氏名、並びに立候補の趣旨（400字以内）の公示のみとし、選挙管理委員会より文書をもって通知する。

(22) 開票に際しては、選挙管理委員会以外の立会人3名を置く。立会人は選挙管理委員長が推薦する。

この規定は平成30年4月19日から施行する。